

公益財団法人川口交通遺児育英会 奨学金規程

第 1 章 総 則

公益財団法人川口交通遺児育英会・定款第4条に規定する奨学金の給与等に関し、必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、保護者等が交通事故で死亡し、あるいは負傷のための著しい後遺障害等のため働けなくなった家庭にあつて、学費の支弁が経済的に困難である者のうち学校教育法による高等学校または高等専門学校に在学し、学業、人物ともに優秀な者でなければならない。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等専門学校奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第 3 条 奨学金給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

高等学校奨学生	月額20,000円
高等専門学校奨学生	月額20,000円

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書の提出)

第 4 条 奨学生志望者は、本会所定の奨学生願書に連帯保証人と連署の上、次に掲げる証明書を添えて本会に提出するものとする。

- (1) 交通事故で死亡または負傷した者と本人との続柄を証明するもの。
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 交通事故証明書
- (5) 所得証明書又は生活程度を証する証明書
- (6) 後遺障害等の程度を証する証明書（必要な場合のみ）

2 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

(奨学生選考委員会)

第 5 条 奨学生選考委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、理事会において選出された4名から6名をもって構成し、代表理事が委嘱する。

- 2 選考委員の内訳は理事2名以下、学識経験者4名以下とする。
- 3 選考委員は、各選考委員相互に親族その他特殊な関係にある者が含まれてはならない。
- 4 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 奨学生選考委員会には、会議の議長となる選考委員長1名をおき、選考委員から互選により選任する。
- 6 奨学生選考委員会の会議は、必要に応じて、代表理事が招集する。
- 7 奨学生選考委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 8 奨学生選考委員会の決議は、出席した委員のうち議長を除く過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 9 選考委員は、自己が申請者と特別の利害関係がある議案の審議および議決に加わることができない。
- 10 奨学生選考委員会の審議については、議事録を作成し、議長と選考委員2名が記名押印する。議事録は、原則として非公開とする。

(奨学生の採用)

第 6 条 奨学生の採用は、選考委員の互選により選任された面接委員2名が、第4条により提出された奨学生願書等を審査し、面接を行った後、奨学生選考委員会がその採否を決定する。また、代表理事が採否の結果を本人に通知する。

- 2 奨学生選考基準は別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、入学金給付生として採用した者は、奨学生として採用する。

(奨学金の交付)

第 7 条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行なう。

(奨学金受領書の提出)

第 8 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。ただし、奨学生が指定する郵便局の口座への振り込みの場合、振込票をもって、受領書の提出があったものとみなす。

(在籍の確認)

第 9 条 奨学生は、毎年度末在学証明書を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第 10 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止および停止)

第 11 条 奨学金が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

(奨学金の復活)

第 12 条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 13 条 奨学金が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病などのために卒業の見込みがなくなったとき。
- (2) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (5) 奨学生が死亡したとき。
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(死亡の届出)

第 15 条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第 3 章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第 16 条 奨学金の給与を受けた者は、次の各号の一に該当する場合は、給与した奨学金の全部または一部につき、返還しなければならない。

- (1) 奨学金を給与の目的以外に使用したとき。
 - (2) いつわりの申請その他の不正の手段によって給与を受けたとき。
 - (3) 第13条に規定する奨学金の廃止事由に該当するにもかかわらず奨学金の給与を受けたとき。
- 2 連帯保証人は、前項の返還債務につき奨学金の給与を受けた者と連帯して支払わなければならない。

第 4 章 規程の改正

(規程の改正)

第 17 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

第 5 章 実施細目

(実施細目)

第 18 条 この規程の実施について必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に奨学金の給与及び貸与を開始した奨学生に関しては、なお従前の奨学金規程（平成25年4月1日施行）によるものとする。

公益財団法人川口交通遺児育英会

奨学生選考基準

第 1 章 総 則

公益財団法人川口交通遺児育英会・奨学金規程第6条に規定する奨学選考基準について、奨学金規程第28条に基づき、必要な事項を定める。

第 2 章 奨学生の選考基準

(奨学生の選考基準)

第 1 条 奨学金規程により奨学生を志願した者に対し、その家計の状況、学業及び人物について検討し、これに総合判定を加えて奨学生を選考する。

2 奨学生選考基準は、次のように定める。

(1) 学資支弁が困難であることに関する判定基準

家計の実情が学資を支出するに困難であると認められること。

(2) 学業に関する判定基準

平均水準以上の学習成績を収める見込みがあること。

(3) 性行に関する判定基準

生活全般を通じて態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

3 第2項各号に定める判断基準の総合的な判定は、別紙評価基準による。

第 3 章 選考基準の改正

(選考基準の改正)

第 2 条 この選考基準の改正は、理事会の決議により行うものとする。

第 4 章 実施細目

(実施細目)

第 3 条 この選考基準の実施について必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

この選考基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本会の設立の登記の日から施行する。

(別紙)

評価基準

(1) 学資支弁が困難であることに関する判定基準……………20ポイント

- ・所得証明書等に記載された世帯収入金額を基準とする。

課税所得金額	判定ポイント
50万円未満	20
50万円以上 100万円未満	18
100万円以上 150万円未満	16
150万円以上 200万円未満	14
200万円以上 250万円未満	12
250万円以上 300万円未満	10
300万円以上 350万円未満	8
350万円以上 400万円未満	6
400万円以上 450万円未満	4
450万円以上 500万円未満	2
500万円以上	0

(2) 学業に関する判定基準……………20ポイント

- ・成績証明書等により判定する。

評定平均	判定ポイント
2.0以上 2.5未満	4
2.5以上 3.0未満	8
3.0以上 3.5未満	12
3.5以上 4.0未満	16
4.0以上	20

(3) 性行に関する判定基準……………10ポイント

- ・奨学生選考委員による面接と提出書類により、10段階で判定する。

(4) 判定 (50点満点)

- ① 総合ポイントの高いものから採用する。
- ② 同点の場合、(1)、(2)、(3)の順でポイントの高いものから採用する。